

登録電気工事業の更新登録申請について

既に電気工事業の登録を受けている方で、登録の有効期間(5年間)の満了後も引き続き電気工事業を営もうとする方は、期間満了の期日までに登録更新の申請を行う必要があります。(申請は、期間満了日の1カ月前を目処に行ってください。)

なお、登録の有効期間が経過した場合は、その効力を失うこととなります。再び電気工事業を営もうとする場合は、新規の登録申請を行ってください。

1 必要な書類等

(1) 登録電気事業者更新登録申請書

- ・電話番号は、携帯電話など日中に連絡が取りやすい番号も追記してください。
- ・鉛筆、消えるボールペン等による記入は不可。

(2) 手数料 岡山県納付済証 12,000円分(申請書に貼付)

- ・手数料は、県庁地下1階の物資部、各県出先事務所(県民局、県保健所、地域事務所)に設置しているPOSレジでお支払いいただけます。手数料支払い時に交付される納付済証シールを申請書の指定欄に貼付してください。

※受付欄には、納付済証シールを貼らないでください。

(3) 誓約書(申請者、主任電気工事士)

- ・誓約書のうち、主任電気工事士の誓約書については、申請者自身(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出は不要です。

(4) 雇用証明書(主任電気工事士を雇用している場合)

(5) 営業所位置図

(6) 備付器具調書

- ・自家用電気工作物に係る工事を営む場合は、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置が必要です。(一般用電気工作物等に係る工事のみを業として行う場合、これらの器具は備付不要です。)
- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により、必要ときに準備できる場合は、備え付けているものとみなします。(ただし、借用契約を締結した業者名を調書の()枠内に記載してください。)

(7) 登記事項証明書(法人の場合)(発行から3カ月以内の原本)

(8) 現在の登録証(原本)

2 提出・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「登録電気事業者更新登録申請書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

<送付・持参先> 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6


岡山県消防保安課 保安班

<問い合わせ先> TEL (086)226-7296 (保安班直通)

受付時間…8:30~17:00(土・日・祝日は受付していません)

[登録電気工事業者更新登録申請書]

様式第2(第2条)

手数料納付済証明貼付欄	受付欄
 <p>2 9 0 0 0 0 0 0 0 1 3 7 4</p> <p>左のバーコードをPOSレジで読み込み、手数料支払い後に発行される「納付済証シール」を貼付してください。</p> <p>[手数料の額 12,000円]</p>	

登録電気工事業者更新登録申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

〒 (-)

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 現在の登録の年月日及び登録番号

岡山県知事登録 第 - 号

平成・令和 年 月 日

2. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 岡山県第 号 (県)

3. 法人にあつては、その役員の氏名

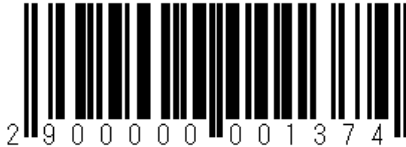
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

様式第2(第2条)

手数料納付済証明貼付欄	受付欄
 <p>2 9 0 0 0 0 0 0 0 1 3 7 4</p> <p>[手数料の額 12,000円]</p> <p>左のバーコードをPOSレジで読み込み、手数料支払い後に発行される「納付済証シール」を貼付してください。</p>	

登録電気工事業者更新登録申請書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

〒(700-8570)

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号

氏名又は名称 (株)岡山県電気工事

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

電話番号 086-226-7296

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 現在の登録の年月日及び登録番号

岡山県知事登録 第 2024 - xx 号

平成・令和 6 年 4 月 1 日

1つの営業所につき1名必要です。
他の営業所との兼務は認められません。

2. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
備前営業所	岡山市北区 弓之町6-1	一般用電気工作物等 自家用電気工作物	倉敷 次郎	第2種電気工事士 岡山県第XXXX号 (県)

3. 法人にあつては、その役員の氏名

代表取締役 岡山 太郎、取締役 備中 三郎

岡山県以外で免状を発行した場合に記載してください。

(備考) 1 この用紙の

2 電気工事の

3 主任電気

すること。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行つている営業所については、主任電気工事士の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

自家用電気工作物については主任電気工事士が次の①若しくは②の免状を所持している場合のみ扱えます。

①第一種電気工事士免状

②第二種電気工事士免状及び認定電気工事従事者認定証

ただし、②の場合に扱える自家用電気工作物は、600V以下で使用する低圧のものに限ります。

[誓約書（申請者用）]

添付書類

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

第3号 登録電気事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であつて、その役員のうちの前四号の一に該当する者があるもの

誓 約 書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
氏名又は名称 (株)岡山県電気工事
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎
電 話 番 号 086-226-7296

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
		第 種電気工事士 岡山県第 号 (県)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

誓 約 書

主任電気工事士が個人の場合は本人以外の場合、法人の場合は代表者と異なる場合に作成してください。

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号

氏名又は名称 (株)岡山県電気工事

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

電話番号 086-226-7296

下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
備前営業所	倉敷 次郎	第 2 種 電気 工事 士 岡山県第 XXXXX 号 (県)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	年 月 日

記載例

雇 用 証 明 書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
氏名又は名称 (株)岡山県電気工事
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎
電 話 番 号 086-226-7296

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

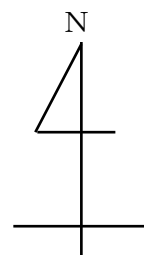
記

主任電気工事士の氏名	倉敷 次郎
住 所	倉敷市羽島1083
生 年 月 日 ・ 年 齢	昭和 50 年 3 月 1 日 満 00 才
雇 用 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日

[営業所位置図]

営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順

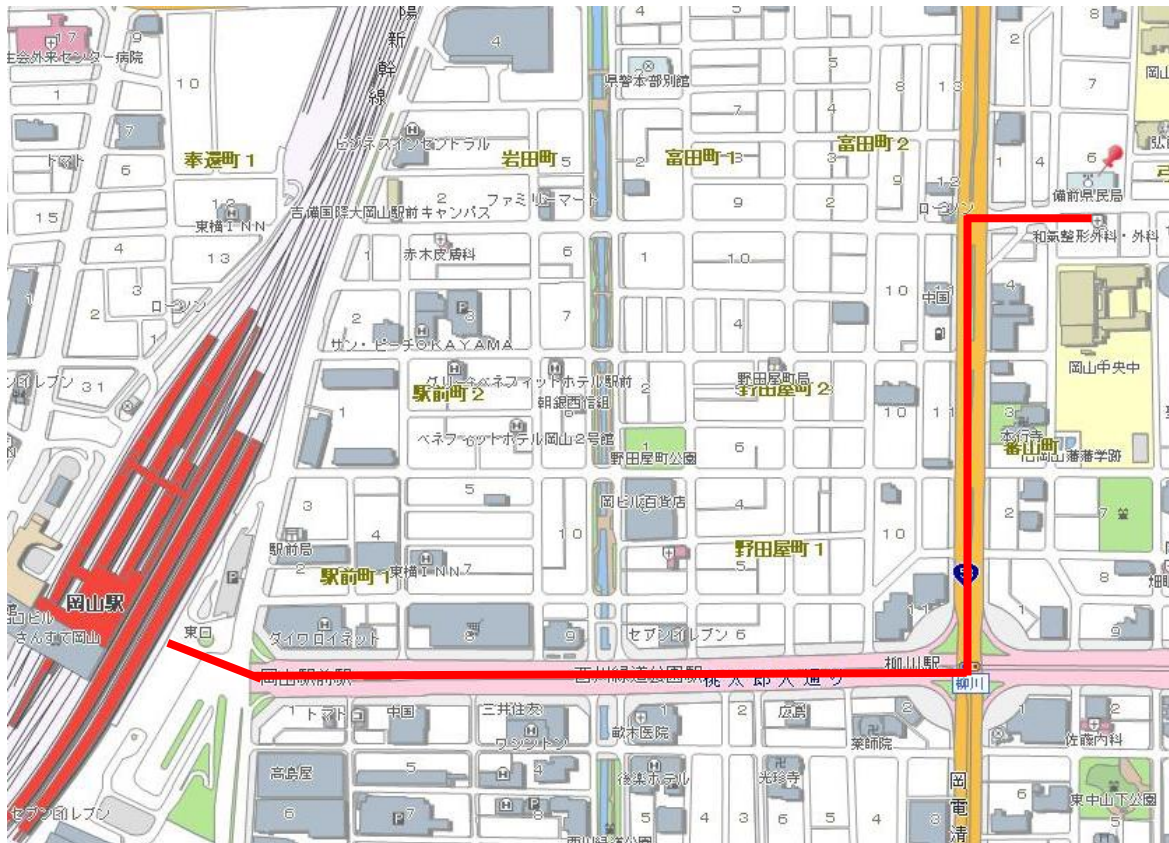
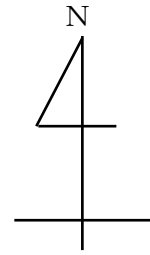


(注意)

線 駅下車、 行バスを利用し、
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で
上記営業所に到着する。

営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順



(注意)

山陽本線 岡山 駅下車、
停留所下車、
上記営業所に到着する。

行バスを利用し、
北東 方面に向かって徒歩 20 分で

備 付 器 具 調 書

氏 名 又 は 名 称 : _____

		器 具 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名	
一 般 用 電 気 工 作 物 等 の 電 気 工 事	自 家 用 電 気 工 作 物 の 電 気 工 事	絶 縁 抵 抗 計					
		接 地 抵 抗 計					
		回 路 計 だ け であ っ て 抵 抗 及 び 交 流 電 圧 を 測 定 可 能 な 器 具					
		低 圧 検 電 器					
		高 圧 検 電 器					
		※ 継 電 器 試 験 装 置	()
		※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置	()
	計					台	

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、() 内に借入先を明記してください。

記載例

備 付 器 具 調 書

氏 名 又 は 名 称 : (株)岡山県電気工事

	器 具 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名
一 般 用 電 気 工 作 物 等 の 電 気 工 事	絶 縁 抵 抗 計	2018 年	12345	1	(有)オカヤマケン
	接 地 抵 抗 計	2018 年	12345	1	(有)オカヤマケン
自 家 用 電 気 工 作 物 の 電 気 工 事	回 路 計 であって 抵 抗 及 び 交 流 電 圧 を 測 定 可 能 な 器 具	2020 年	12345	1	(有)オカヤマケン
	低 圧 検 電 器	2020 年	12345	1	(有)オカヤマケン
	高 圧 検 電 器	2020 年	12345	1	(有)オカヤマケン
	※ 継 電 器 試 験 装 置	自家用電気工作物も取り扱う場合は、低圧検電器、高圧検電器、 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置が必要です。 (岡山県電気工事社(株))			
	※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置	(岡山県電気工事社(株))			
	計			5 台	

借り受ける機器以外の機器の合計を記載してください。

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、() 内に借入先を明記してください。